

北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について
 (「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」改訂検討部会)

1 審議の目的

配偶者暴力防止法第6条の規定に基づく、医師その他の医療関係者が配偶者暴力被害者を発見した場合における対応に関するマニュアル「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」は、平成20年3月に作成したもので、作成から10年ほどが経過しており、「見直しして、医療機関に新たに配付したほうが良い」という審議会からの意見を踏まえ、改訂するに当たり、北海道男女平等参画審議会の意見を伺う。

2 審議の根拠

北海道男女平等参画推進条例第24条の規定に基づく、男女平等参画の推進に関する重要事項であること。

3 専門部会設置の理由

医師その他の医療関係者が同法の規定に基づく適切な通報や情報提供等の対応を行うためのマニュアルを改訂するに際し、通報の判断基準や被害者同意の仕方をはじめ、カルテの記述内容や医療側の安全確保などに関して、医療や法曹、支援者などの専門家等による検討により、実際に医療現場で役立つものにする必要がある。

このため、北海道男女平等参画推進条例第30条の規定に基づき、各分野の専門家等で構成されている男女平等参画審議会に当該マニュアル改訂のための専門部会を設置する。

4 専門部会の構成

専門部会は、審議会委員の中から、配偶者暴力被害者の保護等に関する法曹、支援者、学識者、行政の各分野の委員のほか、医療分野については、特別委員を任命し、5名程度により構成するものとする。

5 マニュアル改訂のスケジュール

| 時 期 | 部 会 | 内 容 |
|---------------|-----|--|
| 令和元年 11月5日 | | ・ 審議会において専門部会の設置を協議 ・ 専門部会委員・部会長の指名 |
| 令和元年12月 中旬 | 第1回 | ・ 部会設置の説明 ・ マニュアルの骨子 |
| 令和2年 1月～3月 | | ・ マニュアル案作成 |
| 令和2年3月下 旬 | 第2回 | ・ マニュアル部会案決定 |
| 令和2年5月 | | ・ 審議会へ報告、マニュアル決定 |

6 専門部会の公開について

専門部会は、公開とする。